

令和5年度 公文書開示（1月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等	
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号			
1	R5. 12. 20	R6. 1. 11	・ 第1914回総会議事録 ・ 第1915回総会議事録 ・ 第1914回総会日程 ・ 第1915回総会日程 ・ 第1914回総会第1822回公益 委員会議資料、同添付資料 ・ 第1915回総会第1823回公益 委員会議資料、同添付資料	61		1					1	1		1	1				【第7条第2号】 ・ 訴訟の事件番号は、訴訟事件の記録閲覧を通じ て、訴訟記録に記載された個人の氏名、住所等を知 ることができ、他の情報と照合することにより、特 定の個人を識別することができるため。 【第7条第3号】 ・ 公にすることにより、労使紛争が事件として係属 している又はしていたことが明らかとなるなどし て、使用者の事業運営上の地位その他社会的地位が 損なわれると認められるため。 ・ 公にすることにより、労働組合の活動状況が明ら かとなるなどして労働組合の事業運営上の地位その 他社会的地位が損なわれると認められるため。 【第7条第5号】 ・ 協議の具体的な内容が公になると、協議過程にお ける委員の自由かつ率直な意見の交換が妨げられ、 意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため。 【第7条第6号】 ・ 公にすることにより、総会運営の適正な遂行に支 障を及ぼすおそれがあると認められるため。 ・ 公にすることにより、労働委員会への信頼が損な われ、審査手続等の適正な遂行に支障を及ぼすおそ れがあると認められるため。	総務課